

裁判所に提出していただく書類について

(後見用)

神戸家庭裁判所 家事部

利害関係人(ご親族等)に見せたりコピーさせたくない情報があるとき

- (1) 利害関係人(ご親族等)に見せたりコピーさせたくない情報は、記載しないようにしてください。どうしても裁判所に提出する必要がある場合は、隠したい情報(住所、病院名、施設名など)を提出者の責任で、マスキングした上でコピーするなど読めない状態にして提出してください。

ただし、本人の居場所や財産関係の資料については、裁判所には提供していただく必要がありますので、当該書類とともに、別添の「資料非開示の申出書」を作成して、書類とステープラ(ホチキスなど)で留めて、一体にした状態で提出してください。

- (2) 診断書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書については、裁判所に原本を提出してください。これらの書類に隠したい情報が含まれている場合は、ステープラ(ホチキスなど)で留めて別添の「資料非開示の申出書」と一体にした状態で提出してください。

ただし、本人及び後見人の住民票上の住所については、後見等が開始された場合、法務局に登録されることになるため、基本的に隠すことはできません。

- (3) 利害関係人に見せたりしても不都合や支障が生じるおそれがない、またはおそれが少ないと裁判官が判断した場合には、書類の全部または一部について、見せたりコピーさせることがあります。また、別添の「資料非開示の申出書」が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

- (4) 裁判所へは、マイナンバーの記載のない書類(源泉徴収票、住民票など)を提出してください。

裏面もご覧ください

